

行政常任委員会

令和 7 年 1 月 2 0 日 (月)

午前 1 0 時 2 2 分 開 会

○仲委員長　それでは、ただいまより行政常任委員会を開催いたします。

本日の欠席通告者は、病気のため、村田幸隆委員でございます。

それでは、まず、副市長より挨拶をいただきます。

○下村副市長　改めて、おはようございます。

委員の皆様には、本会議に引き続き行政常任委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本委員会に付託されています議案につきましては、議案第 1 号、工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）と、議案第 2 号、令和 6 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 0 号）の議決についての 2 議案であります。

これら提出議案について、それぞれ担当課より説明いたさせますので、よろしく御審査いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○仲委員長　ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査に入ります。

本日の議題は 2 議案でございます。

まず、議案第 1 号、工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）につきまして、担当課より説明を願います。

○森下生涯学習課参事　それでは、議案第 1 号、工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）につきまして御説明させていただきます。

資料 1 ページを御覧ください。通知します。

国市浜公園野球場建設工事については、予算額は全体で 1 6 億 1, 5 0 0 万円であり、現契約額が 1 2 億 5, 4 5 5 万円となっておりますが、新たにナイター照明設備を設置することに伴い、契約額を 1 6 億 1, 4 3 6 万 5, 5 0 0 円に変更するものであります。仮変更契約額と現契約額の差は 3 億 5, 9 8 1 万 5, 5 0 0 円の増額となっております。

なお、資料 2 ページからのナイター照明設備に係る工事の詳細な説明につきましては、建設課長から御説明させていただきます。

○塩津建設課長　それでは、資料の 2 ページを御覧ください。

まず、施設平面図としまして、野球場の平面図にナイター照明の位置を落とした図面を添付させていただいております。ナイター照明につきましては、以前の委員会でも御説明いたしましたとおり、6基設置する予定でございます。

次の資料3ページを御覧ください。ナイター照明の照明柱等の姿図でございます。

図面の一番左側でございます照明につきましては、これは、LED照明18灯のものが、先ほどのナンバー3、4、5、6と4基分設置することになっております。その右側のナイター照明がLED照明14灯のもので、こちらを、ナンバー1、ナンバー2の2か所に設置する予定でございます。

続きまして、次のページを御覧ください。現在工事中の国市浜公園野球場を海側よりドローンにて撮影した写真に照明柱の位置を落とした図面でございます。

御覧のように、6か所、照明柱を設置する予定でございます。

ナイター照明の設備について、説明は以上となります。

○森下生涯学習課参事 以上で、議案第1号、工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）についての説明を終了させていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○仲委員長 説明は以上のとおりであります。ただいまの説明に対し、御質疑のある方は発言を願います。

○中村（レ）委員 質疑の回答をお願いしたいんですけども。

○塩津建設課長 まず、当初契約での電気工事の分で、変更契約に基づく電気工事の工種ごとの工事の直接工事費のほうで説明させていただきます。

当初発注分の工事の中の電気工事に係る直接工事費は4,414万2,000円、今回の変更に基づきます電気工事分が1億3,566万6,000円という形で増額しております。

以上です。

○中村（レ）委員 今の、書いていただいたんですけど、その前に、もう一つ、14日付の南海日日に、野球場ナイター設備、99.97%を乗じた額を追加する、そして、安藤・間に、JVに発注、2025年度中に完成する予定というふうにかかれているんですけども、この審議は今この時点で始まったばかりやと思うんですけども、さも決まったように新聞に発表した、これって完全に議事を軽視していると思うんですけども、議会として、こういう発表、議運ではこんなことを別に言っていないよね、何にも、今始まったばかりですよ、これに賛成するか反対するかもまだ決まっていない時点で発注というふうに断定的に書かれるというこ

とに対して、これは一体誰がどの権限でこれを新聞社に発表されたのか、議会として、これは非常にお聞きしたいと思うんですけれども。

○下村副市長　これは、7号補正において債務負担行為変更をお認めいただき、仮契約を結んだという経緯で、現在、変更契約を議案として計上させていただいたもので、新聞社に公表云々は、誰がというのはちょっと分かりませんが。

○中村（レ）委員　これは、議会の最終議決が要りますよね。

○塩津建設課長　おっしゃるとおり、今年度1月8日に仮契約のほうは締結させていただいておりまして、本契約をお認めいただくために、今回、契約議案として上程したのは、今、副市長から説明したとおりでございます。

○仲委員長　仮契約は何日って、もう一度。

○塩津建設課長　令和7年の1月8日です。

○仲委員長　1月8日な。仮契約ね。

○中村（レ）委員　それでは、仮契約とちゃんと表記すべきです。

○仲委員長　いろんな意見があると思うんですけど、現状は、今、副市長もしくは建設課長が回答されたとおりでなんですけど、議運においても工事契約の議案第1号については示されておりますので、それに基づいた新聞発表というのは、これは致し方ないという思いでおります。ただ、どこどこ契約というのは、まだ委員会で可決されていないものですから、決定はされていないと。ただ、そこらの報道については、議会からこれはおかしいんじゃないかというのは、あくまで新聞社の判断ということで私は理解しています。

議長、どうですか、そこら辺。

○南委員　基本的には、今、仲委員長が言われた方向性でいいと思うんですけれども、一応仮契約を大前提ということで新聞社の地元新聞の記事になったわけですので、それはそれとしてやはり、議会の議決があって全て本契約に至るのは当然のことでございますので、また新聞社の方とも議長として一回話はさせていただきます。

以上です。

○仲委員長　中村委員、それでよろしいですか。引き続いて何か。

○中村（レ）委員　それでは、本題に戻りたいと思います。

今言われた4,400万の設備費は、これは全て電気工事費ですか。それとも、水道とか、附帯工事が含まれた金額ですか。

○塩津建設課長　電気工事の分だけでございます。

○中村（レ）委員　この電気工事は、低圧ですか、高圧ですか。

○塩津建設課長　当初契約では低圧でございます。

○中村（レ）委員　当初契約の低圧電気と、この高圧のナイター設備というのは、資格も違いますし、全く違う工事にもかかわらず、おまけに、もともと設計が4,400万が1億3,000万というふうに、元設計の工種も違えば、金額的にも、元設計の3割までというのが不文律としてあるわけですよ、それを両方とも変えて、これ、むりやくたなんですよ。この増額増工を認めるって、本来は認められない。これ、新しい工種です。そして、新しい工種に、入札にかけたら高くなるっておっしゃいましたが、入札というのは一般競争入札で低くなる可能性もあるんですよ。それをはなから高くなると断定される執行部は、どういう計算をされてそれを言われるんですか、お尋ねします。

○塩津建設課長　まず、変更契約の3割につきましては、契約の増額ですので、総額で3割以上を超えていないという形で考えております。

また、全く違う工種といたしますか、ナイター照明自体が追加工事ですので、ナイター照明の際は高圧の電圧設備が必要となるということで、低圧を高圧に変えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中村（レ）委員　総額の増額3割なんていうのはあり得ないんですよ。工種ごとです。そやから、こういうふうに、雑多、いろいろな工種が交じっているものの総額総額でやっていって、おまけに、全く違う工種を同じやと詭弁で持っていくということ自体、非常に入札の方法としておかしいんです。ですから、ナイター設備を造るということに関して、議会、議決で決まっています、それについてじゃなくて、決まったから何でもええというわけじゃないんですよ。きっと議会では通ると思います。でも、これを聞かれている市民の方の多くは、この入札の増額自体がおかしいということも、分かる市民の方もたくさんおられます。

ですから、執行部がこんなええかげんな入札を大型で出して、市民の下請業者が孫請、ひ孫請で大手が税金を都市部に持って行ってしまうような、こういう増額増工を、尾鷲市がこれを公共工事という名の下に発注するなら、それは間違っています。

公共工事というのは、地域住民がそれによって収益を上げて市税を納めるということが公共工事なんです。大手に、何でもええからひっつけて、本社にもうけを持っていくような、それは公共工事とは言えません。

ですから、この入札自体に賛成することは全くできないです。

○下村副市長　今回の変更契約につきましては、ナイター設備の追加ということで、それに付随する工事が低圧から高圧になるということとっております。あくまでもナイター設備を追加工事で変更させていただきたいということでございます。

○西川委員　さっきから聞いておったんやけど、これ、逆に、電気工事だけ、一般競争入札で市内業者に分けることはできなんですか。

これ、急いでおるのは分かるんですよ、工事自体を。そやけど、やっぱり市内の業者も、そういう工事が回ってきたらありがたいなと思うところもようけあると思うんですけど、中村レイ委員の言うたように、よそに全部税金を持っていかれるようでは地元還元することもないし、地元業者の育成も考えられていないと。それやったら別に、レイ委員もそこまで怒ることはないんじゃないのかなと思うんですけど。

○塩津建設課長　おっしゃるとおりで、前回の委員会でも説明させていただきましたが、まずは令和8年の3月までにナイター照明も含めた野球場の完成をとということで、分離発注ではスケジュール的に厳しいというのは以前説明させていただいたとおりで、また、分離発注ではなく変更契約ですと、今現在の経費、この十何億の経費で計算しますので、通常発注した場合よりも6,000万ほど安くなると。また、一般競争入札ですので確かに落札率で下がる可能性はあるのですが、今、幾らで落札するというのはこの時点で、あくまで予想となってしまいますので、執行部の建設課のほうとしては、安価になるだろうという形で変更契約という手段を今回取らせていただいた、前回委員会で説明させていただいたとおりでございます。

以上です。

○西川委員　低圧から高圧に変更したということで、当然、施工管理技士もやっぱり技術者が違ってきますよね、資格保持者が。それ、もし持っていなかったときにはどうするんですか。でかい会社やから誰かおるから名義だけでも放り込むことはできるんでしょうけど。

○塩津建設課長　高圧ということで電気工事技士の資格については必要となりますが、もしないのであれば、下請でもあれば大丈夫ですので、もし元請としてなかった場合であっても下請に発注するという形になるとは考えておりますので、その辺は業法に基づいて適正にやっていただきたいと考えております。

○西川委員　そうやったら地元業者に渡してやったほうがよかったんじゃないんですかって俺は思うんですけどね、遅うなるどころより。結局、建物を建てる場合に、家の総合の建築で考えた場合に、うち、エアコン、冷蔵庫、いっぱいつける

で、電気の電圧、上げてくれって言うたら、それは、家の場合は一つの電気会社でできる、電気屋さんでできますけど、こんな大きな、市の議決に関わるような案件は、公平性をあれするために、やっぱり僕は入札にすべきやったんじゃないかなと思うんですけどね。随契みたいな増額で発注というのはちょっとまずいような気がします。

○下村副市長　今回の随契、変更契約につきましては、あくまでも7号補正で御説明させていただいて御了承いただいた、それで事務的に進めさせていただいて今回の議案上程となったことを、御理解をお願いしたいと思います。

○中村（レ）委員　これ、約3億6,000万なんです。尾鷲市の業者さんにとって3億6,000万の仕事というのは本当に大きな仕事やと思うんですよ。大手にとっては増工分ぐらいにしかねへん額かもしれませんが、7号議案で通ったからじゃないと思うんですよ。もともとの発想が間違っているでしょう。何で最初から、それを分離発注して尾鷲市の業者を育成しようという気がないんですか。そのことについてはどう考えられているんですか。

○塩津建設課長　まず、今回、当初の入札の段に対しましても、市外の大手だけでなく、地元のAランクの業者とJVを組んでいただくようにしたのはあくまでも地元育成という形で考えた結果でございます。また、今回、ナイター設備を追加で変更契約、また議決いただいた後の契約になりますので、それに対して請負業者のほうで、地元業者を下請に入れるかどうかはまだ今現在確定しておりませんので、それがよそになるか地元になるか、なるべく地元の業者を下請で使っていただくありがたいなというのは考えておりますので、その辺については今後検討させていただきます。

○中村（レ）委員　下請じゃなくて元請業者を育成するのが公共工事の使命なんです。そして、尾鷲市がこれだけ大型事業を出して、今回分離発注が可能。このナイターは後で決まったことなんです。にもかかわらず、これをひっつけて、もともとの99.97%のところそのまんまひっつけて出して市内の業者の育成をしないということが問題なんです。

ですから、それについて、さも当たり前みたいに言わないでください。公共工事とは何かという原点に戻ってください。だから、尾鷲市の大型工事が全部おかしい目で市民には見られる結果になるから、下請じゃなくて元請にしてあげてください。

○下村副市長　ですから、前回議会のほうで7号補正を提出した際に、分離発注と契約変更に係る違いを御説明させていただいて、議会でお認めいただいたものと

思っております。

○仲委員長　ただいまの中村レイ委員の質問の中で、総額で3割を超えないということで、総額の関係で3割を超えていないもんで契約したということで、中村委員からは工種別に契約すべきではないかという意見があったんですけど、建設法的には工種別に契約する定義というのはあるんですか。もしくは、総額で3割を超えて（聴取不能）というんですけど、3割を超えなければいいやろうというのが一般的なんかな。そこら辺、ちょっと説明をお願いしたいんですけど。

○塩津建設課長　あくまで、契約額の増額が3割以内という形で、総額という形で考えております。工種ごとにとおっしゃいますが、現在、契約的には、当初の野球場の建設工事がありまして、それに対して増額になった分が3割以内ということですので、その中の工種だけ取り出して3割を超えたものがないというふうには考えておりませんのでよろしくをお願いします。

○仲委員長　分かりました。

ほかに意見はございますか。

○濱中副委員長　委員長と重なる質問になるんですけども、実は工事請負契約における設計変更ガイドラインというのが地方整備局のほうから出ておりまして、その中にある文言に、請負契約金の30%というふうに書かれております。この請負金額というのを工事の総額と捉えればよろしいですか。全く重なる質問になるか分かりませんが、ちょっとその辺。

○塩津建設課長　請負契約額が今回の契約金額のことでございますので契約総額と同義でございます。

○濱中副委員長　ありがとうございます。

もう一点ですけども、これ、7号補正のときにも分離発注の説明を伺ったときに説明がされていたのかなと思うんですけども、確認として、2ページにあります図面を見ますと、本体工事の中に組み込んだ工事というふうになるわけですね。これ、別々の業者になった場合、日程的に延びてしまうところがあるのかどうか、このまま一体工事としてやるために、やはり同じ業者がやったほうがリスクが少ないのか、その辺りの説明をもう一度お願いできますか。

○塩津建設課長　前回の委員会でスケジュールを示しましたとおり、御覧のようにナイター照明柱がグラウンドのスタンドの付近にありますので、まずは一部、今回、先に発注しておりますスタンドの整備や外側の防球ネット等の施工を一度中止して、ナイター照明の照明柱を設置した後、スタジアムや防球ネット等の施工にま

た再びかかるということで、これを別で発注しますと、今発注しております当初契約した建設工事のほうを一度中止して、ナイター照明完成後にさらに工事を行うということで、工期的にもかなり厳しいということで、これを変更契約で同業者にさせますと、工種ごとの日程調整の中で何とか令和8年3月までに完成できるということで、変更契約という手法を取らせていただいたところでございます。

○中村（レ）委員　　今、濱中委員がおっしゃった総額の3割というのは、これは新工種なんですよ。低圧電気と高圧工事というのは全く違うもので、基本、増額増工というのは、一体とした工事としては認められますけれども、今回みたいに低圧工事で発注されていて新規が高圧工事が出てくるものは、これは全く違う工種で増額の対象にはならないものなんです。契約の全体で足していけるんやったら何でもかんでも足していけるんですよ。基本、そんな契約は、普通はしません。ですから、文だけ読んでこじつけてであったら、それは何でもできると思います。

そして、今言われたように、工事の段取りは、別に同一業者がしても、これを先にして、これを後にしてというのは当たり前の話であって、それが違う業者が入ったからということとは、基本はありません。特に建築の場合、業者がたくさん出入りして、たくさんの業者が一遍に仕事をするんですよ。ですから、そういうことを盾に工期が遅れるのは、そういうことが原因ではありません。1個の業者がしたからといって、物が入ってけえへんかったら工期は遅れますし、違う業者が入ったから工期が遅れるということはないんですよ。ですから、そういうことをもって、これができひん、あれができひんのじゃないんです。

基本の考え方を言っているんですよ。一番基本の考え方。公共工事とは何か。そのこのところが抜けて、業者に有利なほうにばかり皆さん頑張っておられるような気がするので、その問題提起をさせていただいています。

○塩津建設課長　　それにつきまして、前回の委員会のほうで説明させていただいた内容で、私どもとしても変更契約という形で進めさせていただいてよいのかなということで、金額的にも変更契約した場合の債務負担の変更を行っておりますので、これから分離発注というのはちょっと金額的にも厳しいところでございます。

○仲委員長　　他に質疑はございますか。

○西川委員　　これ、ややこしなっておるのは、照明設備って当初なかったですよ、当初は。後からくっつけたもので、これを一緒くたに考えるのか、それとも別々に考えるのかで中村レイ委員がちょっと言っておるのが分かりにくいんじゃないかなと思って、当初からナイター設備を組み込まれておったんであればもうい

いんですけど、後から追加したでしょう。完璧に別工事ですよ。その件でちょっともめておるんじゃないかなとは思んですけど、どうでしょうか。

○塩津建設課長 おっしゃるとおり、当初のほうでナイター照明も含めた形で工事の発注のほうをできていればよかったです。その時点ではナイター照明の設置についてまだこちらのほうの考え方もまとまっておりませんでしたので、今回こういう形になってしまったことはおわび申し上げたいと思います。

以上です。

○仲委員長 他に。

○南委員 今回は工事請負契約の変更ということで、7号補正のほうでしっかり説明したという執行部の答弁なんですけれども、それはそれとして一步踏み込んでいくんですけど、直接的じゃないんですけれども、市民間の中では、この野球場建設に至って、例えばシャワールームだとかミーティングルーム、更衣室、何か考えていないんやろうかというちまたのお話もあります。そういったところで、余分なことなんですけれども、そういった方向性は全く考えておられないのか、それとも今後検討されていくのか、それだけお答えをお願いします。

○下村副市長 前回お答えいたしましたように、現野球場のバックネット裏の施設的なものは復旧という形で設置させていただきますので、いわゆるチーム間同士のミーティング、審判団等のミーティングは、バックネット裏の施設でできると。現在の野球場にもシャワーが一つあります。ですので、そのシャワーはあるとは思いますが、選手の更衣室というのはございません。これは、我々も若い頃から県大会でいろんな球場へ行っておりますけど、ほとんど駐車場やネット裏で着替えはさせていただいておりますので、選手の着替えをする更衣室というのは現在設けておりません。

○仲委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 これで、議案第1号の審査を終了いたします。

次に、議案第2号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第10号)の議決についてにつきまして、執行部より説明をお願いします。

場所替え、していないんな。すみません。座ってないんな。しばらくお待ちください。

次に、議案第2号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算(第10号)の議決についてにつきまして、執行部より説明をお願いします。

○岩本財政課長　それでは、議案第2号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決についてのうち、まず、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億276万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億9,900万1,000円とするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。歳入でございます。

このうち、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,276万4,000円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費1億800万円の増額は、ふるさと応援寄附金の増加見込額のうち、経費への充当分を除いた額である1億800万円をふるさと応援基金へ積み立てるものでございます。

ここで、財政課の委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正予算を踏まえた基金残高見込みでございます。財政調整基金は、2,276万4,000円を取り崩すことにより、補正後の残高は21億6,622万3,000円、また、ふるさと応援基金は、1億800万円を積み立てることにより、4億1,038万6,000円となります。これによりまして、基金合計は36億8,379万4,000円となる見込みでございます。

財政課の補正予算につきましては以上でございます。

引き続き、政策調整課のほうから説明させていただきます。

○三鬼政策調整課長　政策調整課です。よろしくお願いたします。

それでは、引き続き、政策調整課に係る分につきまして説明いたします。

補正予算書及び予算説明書の8ページ、9ページを御覧ください。よろしくお願いたします。

歳入について説明いたします。17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金1億8,000万円の増額は、ふるさと応援寄附金について、令和6年度の寄附金見込額を5億8,000万円と想定して増額するものでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。お願いたします。

歳出について説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、9,476万4,000円を増額するもので、財源は、その他特定財源7,200万

円、一般財源 2,276万4,000円でございます。

歳出の内訳については、ふるさと納税事業として、10節需用費42万1,000円は、寄附申請者に対する寄附証明書、お礼状及びワンストップ申請書の発行に関する消耗品費でございます。

次に、11節役務費2,234万3,000円は、寄附申請者に対する寄附証明書、お礼状及びワンストップ申請書等の発送に関する通信運搬費が206万5,000円、ふるさと納税指定納付事務等手数料が2,027万8,000円でございます。

次に、12節委託料7,200万円は、返礼品を含めたふるさと納税関連業務委託料でございます。

続きまして、政策調整課の委員会資料に基づき、令和6年度ふるさと納税の状況を政策調整課調整監より説明いたします。

○西村政策調整課調整監 委員会資料1ページを御覧ください。通知します。

ここでは、(1)、令和6年度ふるさと納税寄附金の申請件数について、月別状況を示しています。12月31日までの申請件数は3万7,014件で、前年同時期に比べて2,888件上回り、108%と増加しております。

次のページを御覧ください。

(2)、令和6年度ふるさと納税寄附金の申請金額について、月別状況を示しています。12月31日までの申請金額は5億398万2,000円で、前年同時期に比べ2,591万2,000円上回り、105%と増加しております。

次のページを御覧ください。

(3)、令和6年度ふるさと納税返礼品件数の上位10位までを示しています。生食用サーモン切り落としが1万4,589件で最も多く、続いて、生食用ブリ切り落とし、紀州南高梅まるやか梅干し、冷蔵ボイルマダコ1キログラムと続いています。

次のページを御覧ください。

令和6年度ふるさと納税ポータルサイトシェア及び寄附者の都道府県別寄附件数の上位5位までを示しています。

ポータルサイトシェアでは、ふるさとチョイスからの寄附金の受付額が最も多く59.8%、寄附受付金額3億138万1,000円で最も多く、2位は楽天24.6%、1億2,398万円、3位がふるなびで10.9%、5,493万4,000円と続いています。

都道府県別寄附件数では、東京都が8,622件で最も多く、神奈川県、愛知県

と続いています。

次のページを御覧ください。

令和6年度のふるさと納税事業の活動状況についてでございます。

4月から様々な取組を行いました。特に、ふるさと納税からつながる関係人口づくりイベントとして、市内の子供たちの学習環境が寄附金により整備されていることから、5月14日、尾鷲中学校、5月27日、輪内中学校において、ふるさと納税制度や頂いた寄附金の使途を学び、全国から本市を応援していただき、8月3日、おわせ港まつりへ来訪される当せん者の方々へ感謝の気持ちの贈り物として、組紐リストバンドを市内中学生全員で作成する総合学習事業を行いました。

5月30日には、おわせ港まつりへ行こう特別観覧席招待として、前年度寄附者3万8,577名に、花火特別観覧席招待案内を送ったところ、478組1,557名の参加申込者があり、抽せんで777名を招待し、尾鷲節パレードにも参加していただきました。

また、令和5年度、関東圏からの寄附者が48.1%と、本市を応援していただく寄附者が多い首都圏に出向き、感謝の気持ちを伝えたい、寄附金の使い道についても丁寧に報告したいという思いから、11月2日、3日に、東京日本橋三重テラスにおいて、前年度首都圏寄附者の中から抽せんで約140名を招待し、感謝企画「おわせの昼ご飯できたでまっとなるでなー」を開催しました。感謝祭では、尾鷲らしい魚介類を中心とした昼食を提供することで、参加された皆様から大変御好評をいただいたところであります。

末永く本市を応援していただくために、これからも、ふるさと納税からつながる関係人口づくり感謝イベントを行い、そこで、本市の自然、観光、文化等の魅力発信、応援していただいた寄附金の活用事例紹介を通じて、尾鷲市を寄附者様が身近に感じて応援したくなるイベントを積極的に行ってまいります。

次の7ページから10ページにつきましては、令和6年度、事業者様と共につくり上げた新規返礼品93品であります。

また、この場をお借りしまして、尾鷲市ふるさと納税事業に賛同していただいている約80の出品事業者様に御礼申し上げます。

担当としましても、さらに尾鷲市の魅力ある返礼品をつくり上げ、本事業の取組を全国の寄附者様に共感と継続的な支援を得るため尽力してまいります。

現在、新たなチャレンジとして、10月11日からスタートした現地決済型ふるさと応援納税、参加事業者様や新たな返礼品出品を検討している事業者様がござい

ましたら、年明け2月から随時受付を開始いたしますので、引き続き御協力のほど、お願い申し上げます。

以上で、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○仲委員長　　どうもありがとうございました。

説明は以上のとおりであります。ただいまの説明に対し質疑がある方は御発言願います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　質疑なしといたします。

それでは、議案第2号の審査を終了いたします。

執行部は退席してください。ありがとうございました。

それでは、採決に入りたいと思うんですけど、議員間討議、もう今日はよろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　議員間討議なしということで、それでは採決に入ります。

当委員会に付託されました2議案について採決を行います。

まず初めに、議案第1号、工事請負変更契約について（国市浜公園野球場建設工事）について採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号について、可決すべきとする委員の挙手を願います。

（挙 手 多 数）

○仲委員長　　挙手多数。挙手多数でございます。よって、議案第1号は可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号、令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）の議決について、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第2号について、可決すべきとする委員は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○仲委員長　　挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第2号は可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました全議案につきましては全て可決すべきものと

決定いたしました。

委員長報告についてはどういたしましょうか。

(「一任で」と呼ぶ者あり)

○仲委員長　それでは、ナイター設備については若干ちょっと入れます。御了承ください。

その他、報告事項がありますので、ここで報告を1件。

かねてより名張市の市立病院が、経営改善の一環として、今年の10月を目途に独立行政法人化をする方針が出されております。現在、法人化に向けた準備が進められているという報告を聞き及んでおりますので、そこで、公立病院の経営改善に向けた取組の参考事例として名張市立病院を管外視察したいと考えておまして、皆さんにある程度お伝えしたんですけど、事務局から資料を通知、資料をちょっと見ていただきたいんですけど、日帰りの行程でですね、先方からも2月13日木曜日であれば対応が可能との返事を既にいただいておりますのでこの日程で実施したいと思いますが、よろしいですか。開催通知や行程表については後日改めて事務局から通知をさせていただきますので、御参加、よろしく願いいたします。

それでは、これで行政常任委員会を閉会いたします。

(午前11時10分　閉会)